

## 関税率表解説 改正の概要(平成 18 年 4 月 1 日 施行予定)

HS 番号	品 目	概 要
第 15.17 項	マーガリン	液状マーガリンの分類を明確化するため、検査方法についての号の解説を追加。
第 21.02 項	単細胞微生物	単細胞微生物を用いた栄養補助食品が、第 21.02 項に分類されることを明確化。
第 21.06 項	単細胞微生物	単細胞微生物を用いた栄養補助食品が、第 21.06 項に分類されないことを明確化(第 21.02 項の改正のための規定整備)。
第 26.21 項	火力発電所から生じた灰	鉱物の灰の解説に、火力発電所から生じた灰についての記述を追加。
第 28.38 項	チオシアン酸	チオシアン酸の化学式を訂正。
第 28.41 項	金属酸塩及びペルオキシ金属酸塩	2007 年 HS 改正に伴う解説の記載を簡素化。
第 38.24 項	バイオディーゼル	バイオディーゼル(植物油又は動物油から誘導される長鎖脂肪酸のモノアルキルエステルの混合物)が第 38.24 項に分類されることを明確化。
第 49.07 項	紙幣及び銀行券	欧州通貨統合に伴う域内旧通貨も第 49.07 項の銀行券に分類する HS 委員会の決定を反映した改正。
第 51.10 項	馬毛の糸	英語版の解説に比べて、仏語版の商品説明が詳細であったため、仏語版に一致させる改正。
第 57.03 項	タフトしたじゅうたん	タフトしたじゅうたんは、その使用する機械(タフティングマシン、タフティングガン)、手作業によるかを問わず、等しくタフトしたじゅうたんとして第 57.03 項に分類されることを明確化。
第 84.79 項	固有の機能を有する機械類	以前行なった改正にミスプリントがあったため修正。
第 90.18 項	医療用又は獣医用の機器	改正に関連する解説中の参照番号の訂正。
第 90.19 項	オゾン吸入器	英語版の解説に比べて、仏語版の商品説明が詳細であったため、仏語版に一致させる改正。
第 95.04 項	ビデオゲーム機	主たる機能がゲームプレイであるビデオゲーム機は、玩具として第 95.04 項に分類されることを明確化。
第 97.05 項	収集品	第 49.07 項(紙幣及び銀行券)の改正のための規定整備。